

金 沢 市 保 育 施 設 等 利 用 調 整 基 準 表

- ・「1. 基本指数」は保護者1人ずつに該当するもっとも高い指数を選びます。
保護者各々の基本指数のうち、低い指数（同じ場合はどちらか一方）を申請児童の基本指数とします。
その基本指数に「2. 調整指数」で該当する全ての指数を加えた合計を算出し、利用調整を行います。
- ・保育が必要な医療的ケア児については、この利用調整基準で別途利用調整します。

1. 基本指数

事由	類 型	細 分	基本指数	
①	就 労	月160時間以上	100	
		月140時間以上160時間未満	80	
		月120時間以上140時間未満	70	
		月100時間以上120時間未満	60	
		月80時間以上100時間未満	50	
		月48時間以上80時間未満	40	
②	妊娠・出産	妊娠中又は産後8週間後の月末まで	100	
③	疾 病 負 傷 障 害	入院	100	
		居 宅	常時病臥又は精神・感染性疾患	100
			一般療養	50
		障害の程度 手帳の種類	身体障害者手帳（1・2級）、精神障害者保健福祉手帳（1級）、療育手帳A	100
			身体障害者手帳（3級）、精神障害者保健福祉手帳（2級）、療育手帳B I	80
身体障害者手帳（4級）、精神障害者保健福祉手帳（3級）、療育手帳B II	40			
④	同居親族の介護	入院の付添（週3日以上）	80	
		通院等の付添（週3日以上）	50	
		自 宅	寝たきり人介護・重度の認知症	70
			身体障害者手帳（1・2級）、精神障害者保健福祉手帳（1級）、療育手帳A	70
			身体障害者手帳（3級）、精神障害者保健福祉手帳（2級）、療育手帳B I	50
			身体障害者手帳（4級）、精神障害者保健福祉手帳（3級）、療育手帳B II	40
一般介護（上記以外のもの）	30			
⑤	災害の復旧	家屋損傷・その他災害（復旧期間に限る）	100	
⑥	求職活動	起業準備を含む	30	
⑦	就 学	月120時間以上	60	
		月120時間未満	40	
⑧	社会的養護	虐待又はDVのおそれがあることに該当する場合など	100	
⑨		その他本市が認める事由		

2. 調整指数

区分	類 型	状 況	調整指数
①	ひとり親世帯	ひとり親家庭（離婚、離婚調停中、未婚、死別、拘禁中等）	+50
②	生活保護世帯	就労による自立支援に繋がる場合等	+10
③	生計中心者の失業	主として生計を維持する者の失業により、就労の必要性が高い場合	+40
④	社会的養護	上記事由⑧のうち、緊急に施設の利用が必要となる場合	+50
⑤	子の障害	利用希望児童が障害を有する場合	+45
⑥	育児休業明け	育児休業開始時に退所した保育所等への再入所を希望する場合 等	+40
⑦	兄弟姉妹	兄弟姉妹が入所している保育所等に、入所を希望する場合（兄弟が1号認定で認定こども園を利用している場合であって、その弟妹が3号認定を受けて当該認定こども園の利用を希望する場合を含む）	+60
		兄弟姉妹が同時に新規に申込みをする場合	+45
		就学前の多胎児がいる世帯の場合	+10
⑧	小規模保育事業などの卒園児童	小規模保育事業等の地域型保育事業の卒園児童が保育所等への入所を希望する場合	+35
⑨-a	転園	金沢市が継続して保育の実施、または企業主導型保育施設で保育の実施をしており、既に入所していた保育所等と異なる保育所等に入所を希望する場合	+35
⑨-b	切替継続	管外受託により継続して入所している保育所等に、入所を希望する場合	+30
⑨-c	多子世帯	18歳未満の兄弟姉妹が3人以上いる世帯の場合	+10
⑨-d	祖父母	65歳未満の同居の祖父母がおり、保育可能な場合	△40
⑨-e	保育士等	保護者が保育士・保育教諭・幼稚園教諭として石川中央都市圏（金沢市、白山市、かほく市、野々市市、津幡町、内灘町）の保育所・認定こども園に勤務する場合	+50

3. 基本指数と調整指数の合計が同点の場合の取扱いについて

①～⑨の世帯の状況等から総合的に判断して、保育の必要性が高いと認められる世帯を優先します。

区分	状 況
①	利用希望施設の希望順位
②	ひとり親世帯
③	社会的養護
④	兄弟姉妹の在籍状況
⑤	前年度利用申込の結果不承諾となった児童があらためて入所申込をした場合
⑥	利用希望施設と保護者の居住地の状況
⑦	就労状況（就労時間、就労先の決定状況等）
⑧	保護者が保育士・保育教諭・幼稚園教諭として勤務する場合
⑨	祖父母の状況